

序 章

第 1 見直しの背景

まちづくり埼玉プランは、本県の都市計画の基本指針となるものです。

現プランは平成 20 年 3 月に策定し、目標期間は策定後 20 年間を想定しています。

策定後 10 年が経過し、本県の人口は間もなく減少に転じると予測されているほか、東日本大震災など大規模災害の多発、経済のグローバル化の一層の進展など、社会経済情勢は変化しています。

また、平成 26 年の改正都市再生特別措置法に位置づけられた立地適正化計画制度など、都市計画に関する新しい動きも進んでいます。

近年の都市計画は、人口増加とそれに伴う開発圧力のコントロールが課題であった時代のものから人口減少・高齢化が進行する中で都市の魅力や活力を高め、社会・経済が成熟化する時代にふさわしいものへと転換していくことが必要になっています。

こうした中で、埼玉県都市計画審議会へ現プランの内容について調査検討を依頼したところ、「大きな方向性において問題はないが、取組レベルにおいて最新の都市計画にふさわしい表記への修正や新しいまちづくりの動きについての追記が必要」という提言をいただきました。

このような背景の中、現プランを見直し、目標期間の後半 10 年間の指針とします。

第 2 位置づけ

本プランは、埼玉県 5 か年計画及び埼玉県都市計画審議会からの提言を踏まえ、都市計画の基本指針として策定するものです。

都市計画制度を運用するにあたっての原則や、まちづくりの進め方の例示などで構成され、県、市町村において県全体の都市計画やまちづくりの大きな方向性を共有することなどに活用されます。

県は、都市計画区域マスタープランの見直しや個別都市計画の決定・変更の際の基本指針として活用します。

市町村は、市町村都市計画マスタープランの策定やまちづくりの取組に際しての参考として活用します。

第 3 目標期間

目標期間は、今後 10 年間を想定します。

なお、新たな対応の必要性が生じた場合には、適時適切に見直すものとします。

第 4 着実な推進

都市計画法に規定されている都市計画基礎調査などを活用し、本県の都市計画やまちづくりが本プランの基本方向に沿って進んでいるかどうかを確認しながら、都市計画制度の効果的な運用を図ります。

「まちづくり埼玉プラン」の位置づけ

